

R06

広島県高校生等奨学給付金受給申請書（国公立高等学校等・前倒し給付申請用）

私は、次の事項を確認し同意の上、広島県高校生等奨学給付金の受給申請をします。
 ※同意の上、以下を自署してください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く））の支弁対象ではありません。
- 下欄の高校生等が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、当該給付金の受領を高校生等が在籍する高等学校等の校長に委任し、高等学校等が学校徴収金の未収金等に充当して相殺することに同意します。

申請者 (保護者等)	ふりがな		電話番号	— —
	氏名		平日の日中に連絡のとれる電話番号	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()
	住所	〒 — —		
	高校生等との関係 <small>いずれかの□に✓印を付けてください。</small>	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他()		

【対象となる高校生等】

ふりがな			生年月日	昭和 年 月 日
生徒氏名			平成 年 月 日	
在学する学校	名称	立	学校・第 学年	<input type="checkbox"/> 国立 <input type="checkbox"/> 公立
	所在地	学校の種類・課程・学科：		
	在学期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (予定)		
過去の高等学校等における在学期間及び受給状況	学校名	立	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
				在学中の給付金受給回数
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	学校名	立	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
				在学中の給付金受給回数
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【扶養親族の状況】

- 令和6年4月1日現在、対象となる高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、全員記入してください。
- 記入された方の健康保険証の写し等を「3ページ」の「振込先の通帳の写し・扶養親族の健康保険証の写し貼付欄」に貼付してください。（生活保護（生業扶助）受給世帯及び対象となる高校生等が通信制課程（フレキシブル通信教育コースを含む）に在籍している場合を除く。）

世帯員の状況	生徒との続柄	氏名	生年月日	在学名・学年・職業等	(高校生等の場合) 給付金の申請の有無	(高校生等の場合) 課程	備考
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 全日制・定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 全日制・定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 全日制・定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	

※ この欄は記入しないでください。

学校受付日	令和 年 月 日	年間支給額	円
4月支給区分	<input type="checkbox"/> 生業扶助 <input type="checkbox"/> 非課税(第1子) <input type="checkbox"/> 非課税(第2子) <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 不支給		
7月支給区分	<input type="checkbox"/> 生業扶助 <input type="checkbox"/> 非課税(第1子) <input type="checkbox"/> 非課税(第2子) <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 不支給		
保護者状況区分	<input type="checkbox"/> 通常 <input type="checkbox"/> 家計急変(認定月数: 月/12か月、事実発生日: 令和 年 月 日)		
同一世帯状況	<input type="checkbox"/> 複数対象者なし	区分	同一世帯の他の対象者①
	<input type="checkbox"/> 生業扶助・複数対象者	所属・氏名	同一世帯の他の対象者②
	<input type="checkbox"/> 非課税・第2子以降複数対象者・通信制等以外	校番・所属コード	
	<input type="checkbox"/> 非課税・第1子及び第2子・通信制等以外	生徒番号	
	<input type="checkbox"/> 非課税・複数対象者・通信制等及び通信制等以外 <input type="checkbox"/> 通信制等・複数対象者 <input type="checkbox"/> その他	申請ステータス	<input type="checkbox"/> 申請(円) <input type="checkbox"/> 未申請

1 保護者等の収入の状況等（次の①又は②のいずれかの□に✓印を付けてください。）

① 生活保護（生業扶助）受給世帯

□	<p>令和6年4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している。</p> <p>⇒ 別紙様式「生活保護受給証明書（広島県高校生等奨学給付金申請用）」等を提出してください。</p>
---	---

② 住民税非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税）

	<p>道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である。</p> <p>⇒ 保護者等の<u>全員の課税証明書（令和5年度）</u>を提出してください。</p>
□	<p>●広島県の高等学校等就学支援金の認定審査において算定された保護者等の課税に関する情報を奨学給付金の認定審査においても利用することに同意します。 同意されない方はこちらを✓→（□ 同意しない）</p> <p>※ 同意されない方、生徒が国立高等学校等及び県外の公立高等学校等に在籍の方は、7月の継続審査時に保護者等全員の課税証明書（令和6年度）を新たに提出していただく必要があります（課税年度が切り替わるため）。</p> <p>●令和6年4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していないことを誓約します。</p>

2 保護者等の状況（次の①～⑥のいずれかの□に✓印を付けてください。）

①	□	<p>親権者2名（両親）</p> <p>※ 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2名存在する場合</p>
/		<p>親権者1名（一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は親権者に含まれません。）</p> <p>※ 次の②又は③の<u>いずれか</u>の□に必ず✓印を付けてください。</p>
②	□	<p>離婚や死別等により親権者が1名</p>
③	□	<p>親権者は2名存在するものの、特別な事情（※）により親権者1名 （理由： _____）</p> <p>※ 単なる単身赴任や別居の場合は該当せず、DV（ドメスティックバイオレンス）、養育放棄等の特別な事情が該当します。</p>
④	□	<p>未成年後見人（ _____ ）名</p> <p>※ 未成年後見人が複数選任されている場合は、全員。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。</p>
⑤	□	<p>主たる生計維持者1名（続柄： _____）</p> <p>・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合</p> <p>・入学時点で生徒が成人であるが、主たる生計維持者が存在する場合 等</p>
⑥	□	<p>生徒本人</p> <p>※ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等</p>

3 保護者等の変更に係る誓約（必ず同意の上、✓印を付けてください。）

□	<p>令和6年7月1日までにこの申請書に記入した保護者等又は扶養親族に変更が生じた場合や、新たに生活保護（生業扶助）の受給を開始又は停止した場合は、遅滞なく広島県教育委員会へ届け出ることを誓約します。</p>
---	--

記入上の注意（高校生等奨学給付金）

【対象となる高校生等】の欄は、次によって記入してください。

- ア 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- イ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ウ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（全日制専攻科）」、「③高等学校（定時制）」、「④高等学校（通信制）」、「⑤高等学校（フレキシブル平日登校コース）」、「⑥高等学校（フレキシブル通信教育コース）」、「⑦中等教育学校後期課程（全日制）」、「⑧中等教育学校後期課程（定時制）」、「⑨中等教育学校後期課程（通信制）」、「⑩高等専門学校（1～3学年）」、「⑪専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑫専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑬専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑭専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑮専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑯専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑰各種学校（外国人学校）」、「⑱各種学校（その他）」の別を記入してください。

【扶養親族の状況】の欄は、次によって記入してください。

- ア 対象となる高校生等以外に「医療保険各法」における15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の被扶養者（申請者以外の保護者等に扶養されている兄弟姉妹を含む。）について記入し、記入された方の健康保険証の写し等を貼付してください。ただし、対象となる高校生等が、通信制課程（フレキシブル通信教育コースを含む）に在籍している場合及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している場合は、この欄についての記載及び健康保険証の写し等の扶養を確認できる書類の提出は不要です。
- イ 「医療保険各法」とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
- ウ 「健康保険証の写し等」とは、健康保険証の写し又は扶養を確認できる書類をいいます。

「1 保護者等の収入の状況等」及び「2 保護者等の状況」の欄は、次によって記入してください。

- ア 「保護者等」とは、次の①～⑤は除く親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）、主たる生計維持者及び親権者・未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない生徒本人をいいます。
- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③ 法人である未成年後見人
 - ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- イ 1の□の生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）の受給世帯は、別紙様式「生活保護受給証明書（広島県高校生等奨学給付金申請用）」に福祉事務所で4月1日現在の証明を受けたもの又は福祉事務所が証明する生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ウ 2②及び③は、必ず親権者全員の状況を確認の上、記入してください。
- エ 2③の「親権者は2名存在するものの、特別な事情により親権者1名」とは、DV（ドメスティックバイオレンス）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合（以下「DV等」という。）や離婚協議中かつ別居中であり、親権者の一方に提出を求めたが応じてもらえない場合などが該当します。保護者の失業、入院、単なる単身赴任や別居等は含まれません。
- オ 親権者全員がDV等に該当する場合は、親権者が存在しない場合に含まれるとして、2④、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。
- カ 2⑤の主たる生計維持者は、主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法における扶養者等）をいいます。

留意事項

- ア 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- イ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請してください。
- ウ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合には、原則として、補助対象外となります。
- エ 不正に奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。